

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により、次のように特定生産緑地の指定を解除した。

令和6年11月11日

津島市長 日 比 一 昭

生産緑地団地番号	位置	特定生産緑地の面積
1-49	神守町字下町202	199 m <sup>2</sup>
1-49	神守町字下町203	270 m <sup>2</sup>
1-54	神守町字中町196	241 m <sup>2</sup>
1-56	神守町字五反田27	213 m <sup>2</sup>
1-56	神守町字五反田37	229 m <sup>2</sup>
1-56	神守町字五反田28	228 m <sup>2</sup>
40-1	藤浪町5丁目32	552 m <sup>2</sup>
40-1	藤浪町5丁目36	353 m <sup>2</sup>
40-1	藤浪町5丁目37	680 m <sup>2</sup>

「区域は解除図表示のとおり」